

# 請求の理由の記載例（特許）

## 請求の理由

### 判定請求の必要性

本件判定請求に係る特許発明「タイヤ」（甲第1号証）の特許権者（判定請求人）は、株式会社（被請求人）がイ号説明書及びイ号写真で示す型式番号123のタイヤ（イ号物件）を製造していることを確認した。

そこで、本件判定請求人は、後記に示す侵害訴訟中であり、裁判所に証拠として提出するために、高度な専門的技術的知識を有する特許庁による、厳正中立的な立場からの判定を求めた次第である。

### 本件特許発明の手続の経緯

出願	平成2年1月1日	（特願平2 - 000001号）
出願公開	平成3年7月1日	（特開平3 - 150001号）
拒絶理由通知	平成3年9月1日	
出願公告	平成4年1月1日	（特公平4 - 000001号）
特許登録	平成4年7月1日	（特許登録第1234567号） （甲第2号証の登録原簿参照）
訂正審判請求	平成5年1月1日	（平成5年審判00001号）
審決	平成6年1月1日	（訂正認容、確定）

### 本件特許発明の説明

本件特許発明の「タイヤ」は、特許明細書、図面の記載からみて、特許請求の範囲の請求項1に記載された次のとおりのものである。

- 「(1) A A A ゴムで成形された外周表面部を有し、
- (2) 前記外周表面部に B B と鋭角状に交差する断面 U 字形状の溝が形成

された

(3) 車両用タイヤ。」

そして、本件特許発明は、雪道で滑りにくいという有利な効果を生じるものである。

イ号発明の説明

以下の説明に示すとおりイ号発明は、本件特許発明に即して記載すると、次のとおりのものである。

「 a . A A A ゴムで成形された外周表面部(10)を有し、

b . 前記外周表面部(10)に B B (12)と鋭角状に交差する断面半円形状の溝(20)が形成された

c . 車両用タイヤ。」

なお、ここで(10)の「外周表面部」とは、明細書第3ページ第4行から6行目(特許公報(甲第 号証)第2ページ第5行から6行)の記載からみて、\*\*\*を意味するものである。

・ a の説明

甲第 号証(イ号発明が掲載されている被請求人発行の広告パンフレット)に型式番号123 のタイヤの特徴として「表面ゴムを A B C としたため耐久性に優れ雪道でも滑りにくい。」という記載がある。

また、甲第 号証(請求人がイ号発明の外周表面ゴムの成分分析を に依頼した結果)でも「 A B C 」であるという結果が示されている。

・ b の説明

甲第 号証の1から甲第 号証の5(イ号タイヤを各種角度で撮影した写真)の符号 で示した部分、・・・より、 B B と鋭角状に交差する断面半円形状の溝であることは明らかである。

・ c の説明

甲第 号証(イ号発明が掲載されている被請求人発行の広告パン

フレット)に、当該イ号タイヤではないが、タイヤが車両に用いられている写真があるとともに、イ号タイヤに関して「雪道でも滑りにくい。」という記載がある。したがって、イ号タイヤは、車両用タイヤであると解される。

さらに、甲第 号証(イ号タイヤの全体形状写真)で示されるとおり、かかる全体形状のものは、車両用でないとする特段の根拠がない限り、車両用と解することが社会通念上妥当である。

#### 本件特許発明と、イ号発明の技術的対比

本件特許発明	イ 号	一 致
1) A A A ゴム . . .	a . A B C ゴム . . .	
2) B B (12)と鋭角状に 交差 . . . 断面U字形状の溝(20)	b . B B (12)と鋭角状に 交差 . . . 断面半円形状の溝(20)	
3) 車両用タイヤ 雪道で滑りにくい	c . 車両用タイヤ 雪道で滑りにくい	

(注) 完全一致を、部分一致を、解釈を加えたもの、相違点(均等点)×で表現した。

#### 一致点・相違点の解釈

##### 1)とaの点

甲第 号証に示されるとおり、A B C ゴムは、A A A ゴムの下位概念である。したがって、この点は相違点ではない。

##### 2)とbの点

半円形状は、U字形状の一態様であり、かかる点に実質的な差違はない。

仮に、差違があるとしても、均等の範囲に含まれる。

##### 3)とcの点

両者とも、「車両用タイヤ」であり、差違はない。

イ号発明が本件特許発明の技術的範囲に属するとの説明

前項 において 2 ) と b の点に関して、予備的に主張した溝形状が均等である点について説明する。

・非本質的部分

本発明は、雪道で滑りにくいものとするために、B B と鋭角状に公差させて溝を形成したことが、最大の特徴である。甲第 号証（審査段階で提出した意見書）記載のとおり、「B B と鋭角状に公差させた溝」が、滑り防止に対して大きく貢献している。

したがって、溝形状については、本質的部分ではない。

・同一目的・作用効果

U字溝と半円溝の差違は、溝入口部に形成される直線部の有無にすぎず、しかも、溝の入口接線角度はいずれも表面部に対して直角である。したがって、かかる形状の差違により、作用効果に格別の差違が生じるものではない。

さらに、甲第 号証（イ号が掲載されている被請求人発行の広告パンフレット）に、「雪道で滑りにくい」という本件特許発明と同様の目的・作用効果が記載されている。

よって、イ号発明は、本件特許発明と同一目的・作用効果である。

・置換容易性

したがって、当業者が置換することは容易である。

・イ号発明の容易推考性

本件特許発明の審査経緯より明らかとおり、本件特許発明の特徴は「B B と鋭角状に公差させた溝」である。しかも、本件特許発明出願前には、「半円形状の溝をB B と鋭角状に公差させる」ことが記載ないし示唆されている文献等は存在しない。

したがって、イ号発明は、公知文献等より容易に推考しえたものではない（審査部で引用した文献を甲第 号証としています）。

・ 経緯の参酌

本件特許発明の審査経緯において、半円形状の溝を除外する旨の記載はない。

以上のとおり、イ号発明は、本件特許請求の範囲に記載の構成と同一か少なくとも均等であることから、本件特許発明の技術的範囲に属する。

む す び

イ号発明は、特許第1234567号の技術的範囲に属するので、請求の趣旨どおりの判定を求める。